一般社団法人　宮崎県介護福祉士会　代議員選出内規

第１条（選出方法）

第１項　代議員の候補者は、①現任理事からの推薦、②自己推薦のいずれかの方法で事務局に申し出ることとする。ただし、自己推薦の場合は現任代議員又は現任理事１名以上の推薦をもってこれを有効とする。

第２項　代議員は、候補者の推薦内容を踏まえ、現任役員の過半数をもって選出する。

第２条（推薦要件）

推薦においては、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

①過去２年以内、介護福祉士会の主催する研修で講師・ファシリテーター・コーディネーター・発表者・スタッフ等を務め、研修の開催に貢献した者

②過去２年以内、介護福祉士会が主催する研修に参加している者

③介護福祉士会の専門部会において活動している者

④介護福祉士会のブロック活動に参加し貢献している者

⑤勤務先において、所属する介護福祉士会会員及び介護職員に情報伝達や研修参加の促し等を行える者

⑥勤務先において、所属する介護職員に情報伝達や研修参加の促し等を行える者

⑦今後、介護福祉士会の活動に参加し、貢献していく意思のある者

第３条（努力義務）

代議員として就任後、以下の点を努力義務として掲げる。

①介護福祉士会主催の研修会に積極的に参加すること。

②職場や関連事業所に対して情報発信を行い、研修等への参加の呼びかけを行うこと。

③所属ブロックでの介護福祉士会の研修等にスタッフ等として参加し、貢献すること。

④専門部会の活動に積極的に取り組むこと。

⑤日本介護福祉士会倫理綱領を遵守すること。